

行政と民間の 健康関連Webサイトの比較

—不妊手術についての検索—

聖路加看護大学

博士前期課程2年

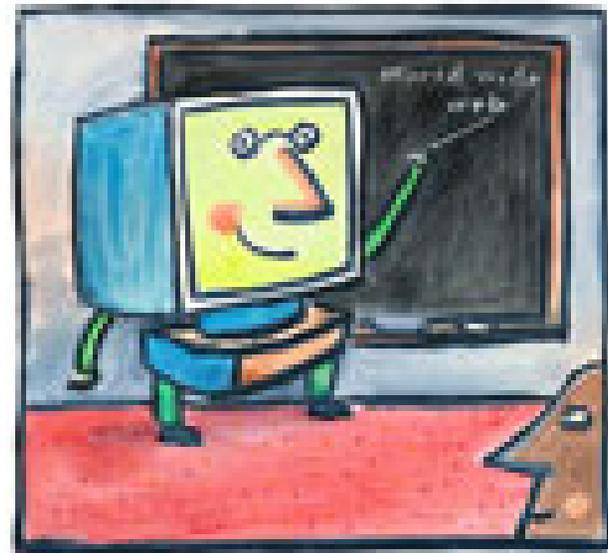
平山恵子

目次

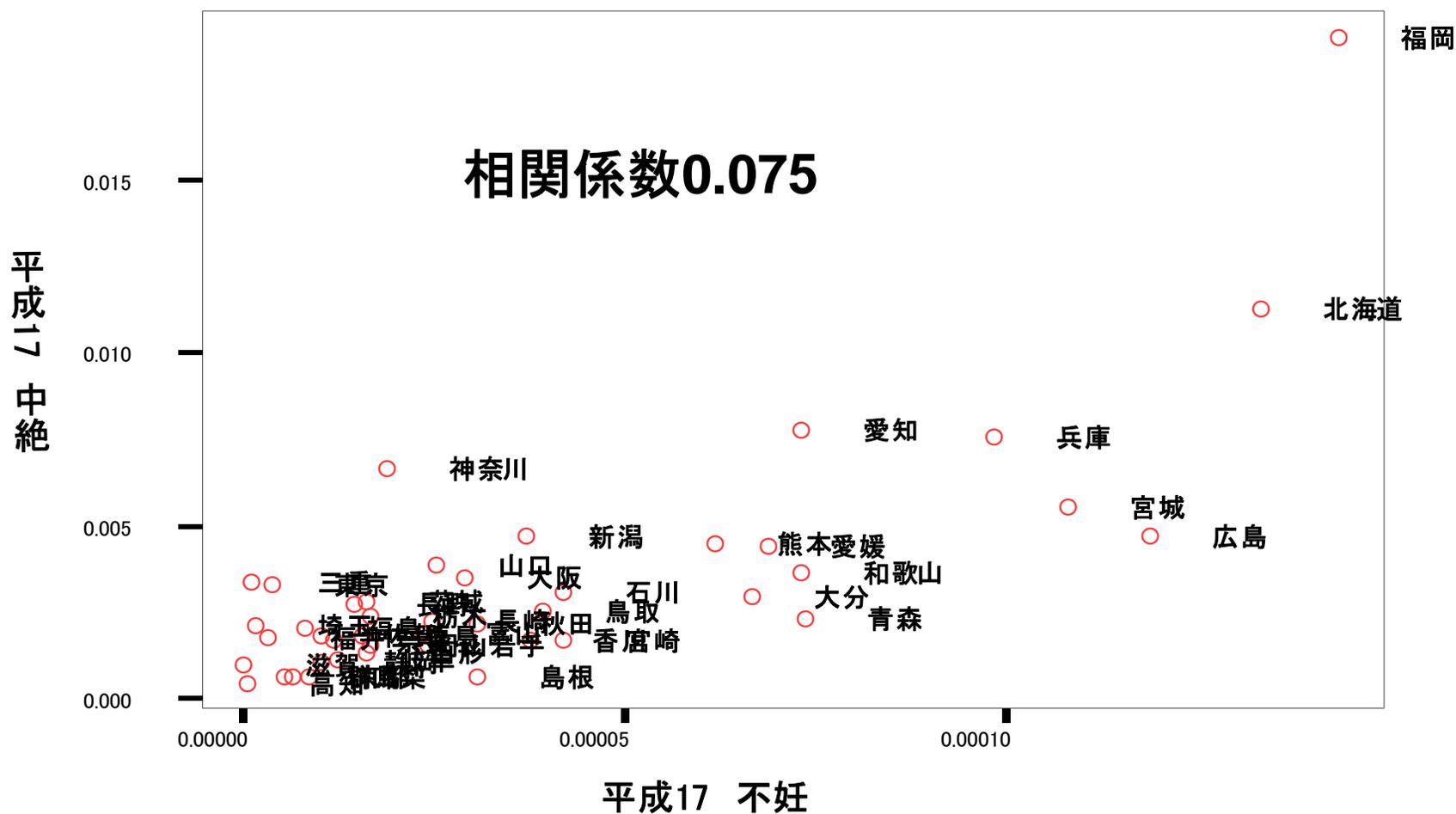
1. テーマ選択の背景
2. 行政と民間の健康関連Webサイトの比較
3. 本プレゼンテーションにおける健康情報の検索
4. 看護者が健康情報を検索をするうえでの示唆
5. ディスカッション

1. テーマ選択の背景

- とある日、厚生労働省の統計ページ『保健・衛生行政業務報告』をみていたら、不妊手術件数と中絶手術件数が多い都道府県が重なるかもしれないと思い立ち、散布図を作ってみました。

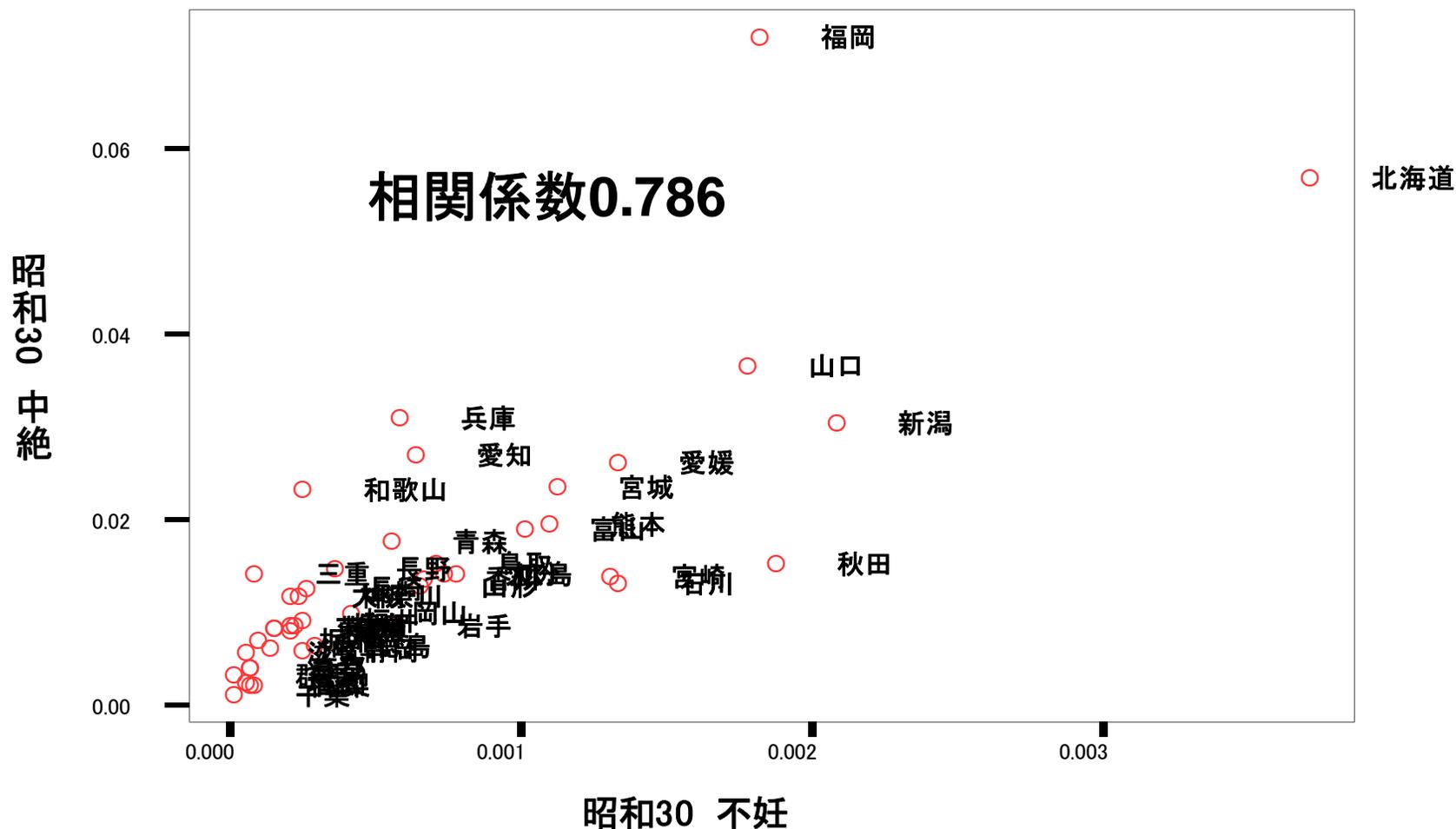


平成17年度 都道府県別人口あたりの不妊手術件数と 人工妊娠中絶手術件数の散布図



昭和30年度

都道府県別人口あたりの不妊手術件数と人工妊娠中絶手術件数の散布図



- 都道府県別の不妊手術件数と人工妊娠中絶件数の間になぜ相関関係は生じるのかということについて理論的に説明できるのか？
- けれども、その前提として私の不妊手術に関する知識が乏しいので、今回は不妊手術について調べることにしました。
- 不妊手術について、WEBサイトでどのような情報を得ることができるのでしょうか。



その前に・・・

2. 行政と民間の

健康関連Webサイトの比較



健康関連WEBサイト運営の目的・任務

目的

- 健康に関連した社会的貢献
- 倫理的で社会的な立場での情報提供

任務

- 行政：公に対する説明責任
- 商業：収益を得る
(スポンサー活動/リピーターの確保)

健康関連WEBサイトの情報の特徴

■ 行政

権威がある
専門家による情報

■ 商業・個人・非営利団体

合法性・真実性の保証がない
カスタマイズされた情報が得られるが、
必ずしも専門的な内容とはいえない。

健康関連WEBサイト運営上の規制

■ 行政

政治的意図

■ 商業

広告規制、著作権、バナー、会員資格



健康関連WEBサイト内容の特徴 (Ronald E.Rice)

■ 行政

更新日の日付の意味合いが大きい
アカデミックな資料が多い

■ 商業

対話性が高い(掲示板、チャット)
個人情報求められる(職業を登録するなど)
PR機能/ 教育/ ジャーナリスティック/宣伝
マルチメディア機能(アイコン/アニメーション)

4. 本プレゼンテーションにおける 情報検索

- 厚生労働省をはじめ、行政と民間（商業・個人・非営利団体）の健康関連WEBサイトでは不妊手術について、どのような情報を発信しているのでしょうか？



Googleでの検索結果



「不妊手術」 793,000件

動物の不妊手術が圧倒的多数

「犬、ねこ、猫、野良猫、動物、里親」を除き
34.200件

先頭100件のHPの運営主体

行政以外

病院	14
非営利団体	11
個人作成HP	10
個人作成ブログ	7
インターネット辞書など	6
掲示板	5
書籍販売会社	5
新聞社	3
製薬会社	3
その他	11

行政

厚生労働省	4
電子政府	1
政党	1
香川県	1

先頭100件のHPの内容

行政以外		行政	
海外での強制不妊手術(中国、チベット、ペルー、スウェーデン、アメリカ)	13	統計	5
母体保護法	11	法律	1
不妊治療のための手術	9	届出書類	1
不妊手術についての説明	8		
不妊手術の術式など	7		
強制不妊手術反対の要望書等	7		
本の宣伝	5		
不妊手術に関する体験談、相談	4		
避妊方法全般	3		
その他	4		

母体保護法

(googleにて14,900件
個人・非営利団体HP・
「site;go.jp」でもヒット)

- この法律は、不妊手術及び人工妊娠中絶に関する事項を定めること等により、母性の生命健康を保護することを目的とする



母体保護法 (個人・非営利団体HP)

第二章 不妊手術

(平八法一〇五・改称)

第三条

1 医師は、次の各号の一に該当する者に対して、本人の同意及び配偶者(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様な事情にある者を含む。以下同じ。)があるときはその同意を得て、不妊手術を行うことができる。ただし、未成年者については、この限りでない。

一 妊娠又は分娩が、母体の生命に危険を及ぼすおそれのあるもの

二 現に数人の子を有し、かつ、分娩ごとに、母体の健康度を著しく低下するおそれのあるもの

2 前項各号に掲げる場合には、その配偶者についても同項の規定による不妊手術を行うことができる。

3 第一項の同意は、配偶者が知れないとき又はその意思を表示することができないときは本人の同意だけで足りる。

(昭二四法二一六・昭二七法一四一・平八法二八・平八法一〇五・一部改正)

母体保護法制定まで(個人・非営利団体HP)

明治時代 刑法墮胎罪

戦前 「産めよ殖やせよ」政策
避妊は非合法

1948年 優生保護法

法の目的「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止する」12ほどのおそらくは遺伝的に受け継がれる病気や異常のうちどれか一つでも持つものがたとえ遠縁の血縁者であれ存在する場合には、不妊化を認める。都道府県の優生保護審査会が承認した場合、強制的な不妊手術を認める。

1996年までに強制例1万6500件、

総不妊手術84万5000件

1996年 母体保護法 優生条項削除

1971年度「厚生白書」 (個人HP)

——遺伝による先天異常を防ごう——

先天異常の子や親の不幸は測ることができぬほど大きいものであり、先天異常についてはその発生を未然に防止することに全力をあげる必要がある。

(遺伝性疾患を出現させないための優生結婚および出産を、教育的指導によって誘導すべきだと主張)

1971年「人口問題審議会最終申」

(厚生省)

(個人HP)

——優生対策と保健教育 遺伝病等の予防——

わが国は欧米諸国にくらべて、いとこ婚をはじめとする近親婚の率が高く、そのために流死産や劣性遺伝子による疾患の危険が大きく、また、その他の遺伝性の疾患や好ましからざる形質も、環境における電離放射線や突然変異誘起物質の増加、治療技術の進歩によっては、むしろ増加する恐れが少なくない。人類集団の中のこれら好ましからざる遺伝的荷重を減少させるような方策を講ずることは極めて重要である。したがって、人類の発展に災いするかごとき悪質遺伝病を事前に防止するために優生保護法の活用による遺伝相談の普及、これにあたるカウンセラーおよびその教育担当者の養成、人類遺伝学の教育研究施設の拡充、保因者発見法と出生前診断法の開発は緊急を要する方策である。

母体保護に関する要望

(非営利団体HP)

<http://www.arsvi.com/1990/970916.htm>

- 1) 日本にも昨年まで優生思想に基づく優生保護法(1948-1996)が存在した。この法律は、アメリカ合州国、北欧およびナチスドイツの断種法にならって制定された戦前の国民優生法を土台にしていること。
- 2) 旧優生保護法には、強制断種手術および事実上強制的な不妊手術に関わる条項があり、それによって多くの人々が被害を受けたこと。その数は、公式統計だけでも16,520件(1949-1994)にのぼること。
- 3) 同法の存在を背景にして、障害のある女性の子宮摘出が当事者の意思に反し、あるいは十分な説明のないままに行なわれてきたこと。これは違法な行為であり、優生保護法改正後の現在も行なわれているおそれがあること。
- 4) 1996年6月、優生保護法の一部改正として母体保護法が成立し、それによって優生的文言や条項が削除され、強制不妊手術の条項も姿を消したものの、被害者に対する日本政府の謝罪はなく、国の補償についても一切言及されなかったこと。

産児制限に関する世論調査(行政HP)

内閣府政府広報室

<http://www8.cao.go.jp/survey/s44/S44-11-44-13.html>

結婚と出産に関する全国調査

国立社会保障・人口問題研究所

<http://www.ipss.go.jp/ps-doukou/j/doukou11/doukou11.pdf>

国立療養所入所者調査

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/hansen/kanren/dl/4b4.pdf>

不妊手術に関する相談ができるサイト (商業HP)

- インターネット健康相談室

<https://www.hey-doc.jp/fukoku/index.html>

- インターネット医科大学

<http://health.nifty.com/i-idai/index.jsp>

- インターネット医療とよろず相談所

<http://www.os.rim.or.jp/~kitazawa/index.html>

- 日本家族計画連盟

<http://wom-jp.org/j/REPORT/repro.html>

おなじみOKwaveに寄せられた質問

- 女性が不妊手術をした体を元の妊娠できる体に戻すことはできるのでしょうか？
- (略)開腹後に卵管をしばって不妊手術(?)をやったそうです。ですが生理はちゃんとあるそうですが、これって本当でしょうか。
- 不妊手術・男性の(パイプカット)についてなのですが、この手術半永久的にもとに戻すことは出来ないものなののでしょうか??

不妊手術に関するWEBサイトの特徴

- 行政 統計が主・行政としての見解はあまりない
⇒他のサイトへのリンクなし
⇒説明責任
- 商業 不妊手術そのものの説明
不妊手術に関する相談
⇒病院、書籍、バナー広告、リンク多数
⇒収益目的
- 個人・非営利団体
母体保護法の説明・要望
⇒社会貢献

4. 看護者が情報検索における 目的を達成するための示唆

- 行政、商業、個人・非営利団体が提供する情報の特徴を把握したうえで、情報検索を行っていくことで、幅広い知見が得られる。
- 信頼性の高いデータを収集するための見極めが必要。
- 得られた情報を、どのように解釈していくかが看護者としての腕の見せ所？

5. ディスカッション

- 看護職がWEBサイトから情報を探索する際に、行政と民間のHPをどのように利用したらよいのでしょうか？



引用文献

- Ronald E, Rice & James E, Katz. The Internet and health communication experiences and Expectations. Sage Publications, London. 2001



ご清聴ありがとうございました。

